

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R4-蓮-10年-1	乙 (名 称)		松阪市長 竹上真人				(所 在 地) 三重県松阪市殿町1340番地1						
		甲 (氏 名 又 は 名 称)						(住 所 又 は 所 在 地)						
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき 時期、相手 方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	松阪市飯高町 蓮字岩屋口	56-21	5058	7-14	山林	0.01 (0.90)	スギ	57	※集積計画公告日 となります。	※委託期間によっ て異なります。	○乙は、松阪市森林整備計画を 遵守して間伐を実施し、存続期 間内にすべての森林の間伐を終 えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主と した間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積するこ とのないよう注意するととも に、溪畔林の伐採をできるだけ 控えて生物多様性に配慮するも のとする。 ○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害の 予防のため年1回以上の森林の 巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わ ない。	○経営管理権に基づき乙が実施する 間伐では、間伐材の搬出・販売を行 わない。 ○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対 して金銭の支払 いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町 蓮字岩屋口	56-21	5058	7-14	山林	0.01 (0.90)	スギ	57					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

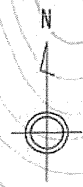
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]



1:2500

R4-蓮-10年-1



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R4-蓮-10年-2	乙 (名 称)		松阪市長 竹上真人				(所 在 地) 三重県松阪市殿町1340番地1						
		甲 (氏 名 又 は 名 称)						(住 所 又 は 所 在 地)						
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき 時期、相手 方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	329-1	5032	㍿-2、 -4	山林	2.36 (8.21)	スギ、 ヒノキ	60	※集積計画公告日 となります。	※委託期間によっ て異なります。	○乙は、松阪市森林整備計画を 遵守して間伐を実施し、存続期 間内にすべての森林の間伐を終 えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主と した間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積するこ とのないよう注意するととも に、溪畔林の伐採をできるだけ 控えて生物多様性に配慮するも のとする。 ○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害の 予防のため年1回以上の森林の 巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わ ない。	○経営管理権に基づき乙が実施する 間伐では、間伐材の搬出・販売を行 わない。 ○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対 して金銭の支払 いは行わない。	
2	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	337-8	5032	㍿-2、 -4	山林									
3	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	337-11	5032	㍿-2、 -4	山林									
4	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	337-18	5032	㍿-2、 -4	山林									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	329-1	5032	ウ-2、 -4	山林	2.36 (8.21)	スギ、 ヒノキ	60					
2	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	337-8	5032	ウ-2、 -4	山林								
3	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	337-11	5032	ウ-2、 -4	山林								
4	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	337-18	5032	ウ-2、 -4	山林								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 三重県松阪市殿町1 3 4 0 番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、溪畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	329-1	5032	ウ-2、 -4	
	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	337-8	5032	ウ-2、 -4	
	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	337-11	5032	ウ-2、 -4	
	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	337-18	5032	ウ-2、 -4	

R4-蓮-10年-2

N

1:2500

1 ~ 4

0 1:2500 100

C5-14-CT

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R4-蓮-10年-3	乙（ 名 称 ） 松阪市長 竹上真人							(所 在 地) 三重県松阪市殿町1 3 4 0 番地 1					
		甲（氏名又は名称）							(住 所 又 は 所 在 地)					
乙が経営管理の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭（D） の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき 時期、相手 方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	松阪市飯高町 蓮字水越	310	5040	4-1	山林	0.07 (0.13)	スギ	60	※集積計画公告日 となります。	※委託期間によっ て異なります。	○乙は、松阪市森林整備計画 を遵守して間伐を実施し、存 続期間内にすべての森林の間 伐を終えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主 とした間伐を行うものとし る。 ○伐採木は谷地形に山積する ことのないよう注意するとと もに、溪畔林の伐採をできる だけ控えて生物多様性に配慮 するものとする。 ○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害 の予防のため年1回以上の森林 の巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行 わない。	○経営管理権に基づき乙が実施する 間伐では、間伐材の搬出・販売を行 わない。 ○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対 して金銭の支払 いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町 蓮字水越	310	5040	イ-1	山林	0.07 (0.13)	スギ	60					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 三重県松阪市殿町1 3 4 0 番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対して、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

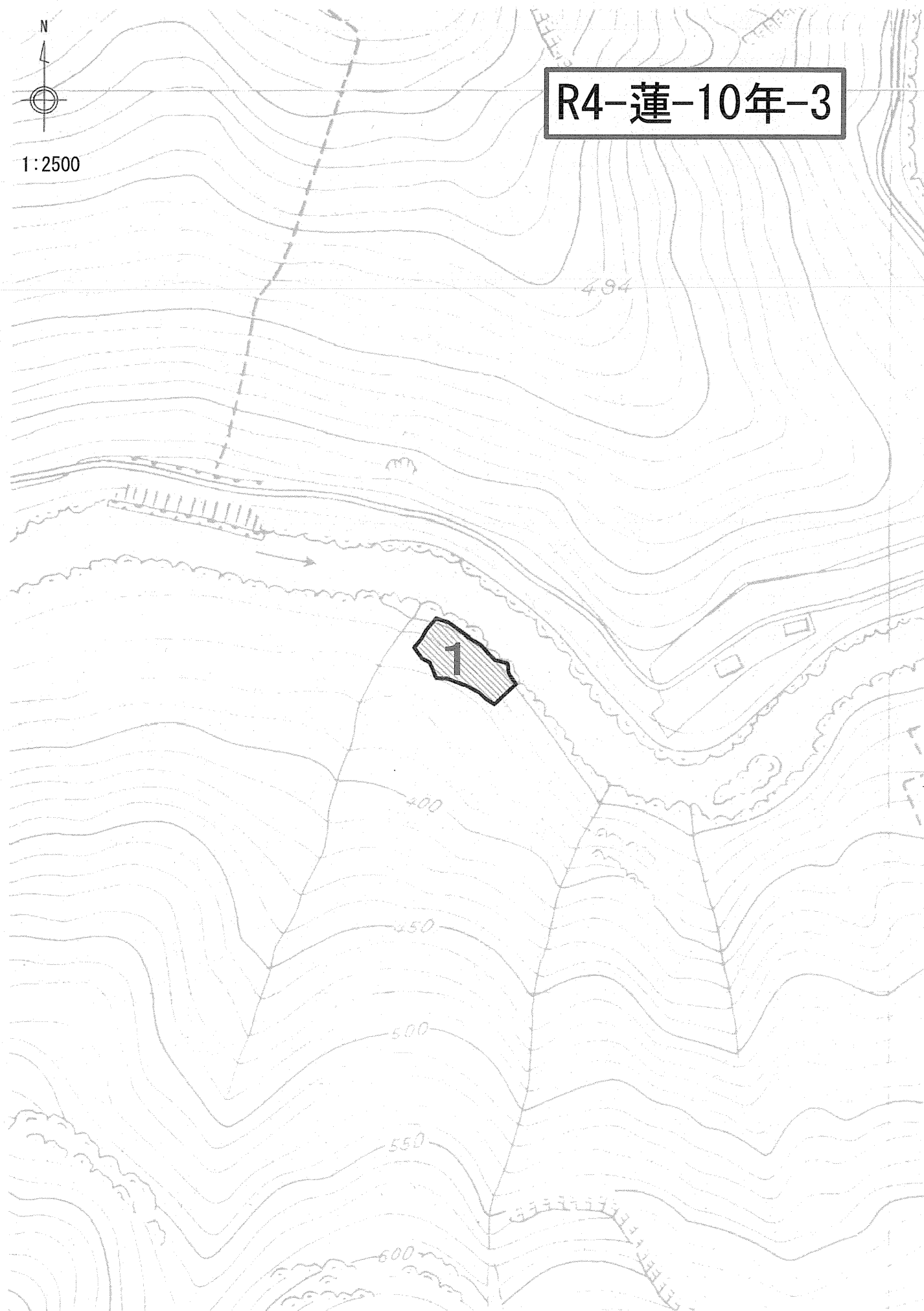
別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]



1:2500

R4-蓮-10年-3



經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町 蓮字裏垣内	225-1	5057	イ-25	山林	0.01 (0.36)	スギ	35					
2	松阪市飯高町 蓮字裏垣内	226-1	5057	イ-25	山林								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所 三重県松阪市殿町1 3 4 0 番地1 松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

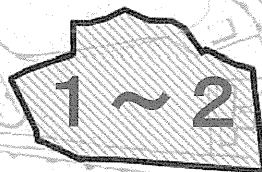
別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]



1:2500

R4-蓮-10年-4



1~2

蓮分校

蓮

494

600

550

500

450

382

350

331

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R4-蓮-10年-5	乙 (名 称)		松阪市長 竹上真人				(所 在 地) 三重県松阪市殿町1340番地1						
		甲 (氏 名 又 は 名 称)						(住 所 又 は 所 在 地)						
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき 時期、相手 方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	松阪市飯高町蓮 字サコ尻	125	5057	ウ-19	原野	0.41 (0.78)	スギ	78	※集積計画公告日 となります。	※委託期間によっ て異なります。	○乙は、松阪市森林整備計画を 遵守して間伐を実施し、存続期 間内にすべての森林の間伐を終 えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主と した間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積するこ とのないよう注意するととも に、溪畔林の伐採をできるだけ 控えて生物多様性に配慮するも のとする。 ○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害の 予防のため年1回以上の森林の 巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わ ない。	○経営管理権に基づき乙が実施する 間伐では、間伐材の搬出・販売を行 わない。 ○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対 して金銭の支払 いは行わない。	
2	松阪市飯高町蓮 字尾上	142	5057	ウ-19	山林									
3	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	144	5057	ウ-19	山林									
4	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	146	5057	ウ-19	山林									
5	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	147	5057	ウ-19	山林									
6	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	148	5057	ウ-19	山林									
7	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	150	5057	ウ-19	山林									
8	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	151	5057	ウ-19	山林									
9	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	170-1	5057	ウ-19	山林									
10	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	170-2	5057	ウ-19	山林									

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町蓮 字サコ尻	125	5057	㌵-19	原野	0.41 (0.78)	スギ	78					
2	松阪市飯高町蓮 字尾上	142	5057	㌵-19	山林								
3	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	144	5057	㌵-19	山林								
4	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	146	5057	㌵-19	山林								
5	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	147	5057	㌵-19	山林								
6	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	148	5057	㌵-19	山林								
7	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	150	5057	㌵-19	山林								
8	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	151	5057	㌵-19	山林								
9	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	170-1	5057	㌵-19	山林								
10	松阪市飯高町蓮 字朴木尾	170-2	5057	㌵-19	山林								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市長 竹上 真人

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

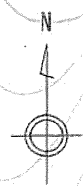
② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①	松阪市飯高町 蓮字サコ尻	125	5057	㍷-19	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、溪畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町 蓮字尾上	142	5057	㍷-19	
	松阪市飯高町 蓮字朴木尾	144	5057	㍷-19	
	松阪市飯高町 蓮字朴木尾	146	5057	㍷-19	
	松阪市飯高町 蓮字朴木尾	147	5057	㍷-19	
	松阪市飯高町 蓮字朴木尾	148	5057	㍷-19	
	松阪市飯高町 蓮字朴木尾	150	5057	㍷-19	
	松阪市飯高町 蓮字朴木尾	151	5057	㍷-19	
	松阪市飯高町 蓮字朴木尾	170-1	5057	㍷-19	
	松阪市飯高町 蓮字朴木尾	170-2	5057	㍷-19	



1:2500

R4-蓮-10年-5



経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	R4-蓮-10年-6	乙 (名 称) 松阪市長 竹上真人								(所 在 地) 三重県松阪市殿町1340番地1				
		甲 (氏 名 又 は 名 称)								(住 所 又 は 所 在 地)				
乙が経営管理の設定を受ける森林 (A)									経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐 採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき 時期、相手 方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	松阪市飯高町 蓮字水越	341-5	5040	4-4-1	山林	0.80 (4.71)	スギ	53	※集積計画公告日 となります。	※委託期間によっ て異なります。	○乙は、松阪市森林整備計画を 遵守して間伐を実施し、存続期 間内にすべての森林の間伐を終 えるものとする。 ○伐採木の選木は劣勢木を主と した間伐を行うものとする。 ○伐採木は谷地形に山積するこ とのないよう注意するととも に、溪畔林の伐採をできるだけ 控えて生物多様性に配慮するも のとする。 ○乙は、道路からの目視によ り、火災、病虫害及び気象害の 予防のため年1回以上の森林の 巡視を行うものとする。 ○経営管理実施権の設定は行わ ない。	○経営管理権に基づき乙が実施する 間伐では、間伐材の搬出・販売を行 わない。 ○乙が経営管理を行うために要した 経費は、乙が負担するものとする。	○乙から甲に対 して金銭の支払 いは行わない。	

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対して、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

[illegible]



1:2500

R4-蓮-10年-6



町 有

經營管理權集積計畫

1 個別事項

[illegible]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権限者（D）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	324-1	5032	I-3	山林	2.97 (5.67)	スギ、 ヒノキ	62					
2	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	324-2	5032	I-3	山林								
3	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	325	5032	I-3	山林								
4	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	326-1	5032	I-3	山林								
5	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	326-2	5032	I-3	山林								
6	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	327-1	5032	I-3	山林								
7	松阪市飯高町 蓮字こがさこ	328	5032	I-3	山林								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所

住 所

三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市長 竹上 真人

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採、保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は経営管理権集積計画の存続期間内は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合にあって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添 1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林					経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
①	所在	地番	林班	小班	1. 乙は、松阪市森林整備計画を遵守して間伐を実施し、存続期間内にすべての森林の間伐を終えるものとする。 2. 伐採木の選木は劣勢木を主とした間伐を行うものとする。 3. 伐採木は谷地形に山積することのないよう注意するとともに、溪畔林の伐採をできるだけ控えて生物多様性に配慮するものとする。 4. 乙は、道路からの目視により、火災、病虫害及び気象害の予防のため年1回以上の森林の巡視を行うものとする。
	松阪市飯高町蓮字こがさこ	324-1	5032	I-3	
	松阪市飯高町蓮字こがさこ	324-2	5032	I-3	
	松阪市飯高町蓮字こがさこ	325	5032	I-3	
	松阪市飯高町蓮字こがさこ	326-1	5032	I-3	
	松阪市飯高町蓮字こがさこ	326-2	5032	I-3	
	松阪市飯高町蓮字こがさこ	327-1	5032	I-3	
	松阪市飯高町蓮字こがさこ	328	5032	I-3	

R4-蓮-10年-7



450

400
1:2500

350

蓮

1~7

1:2500

0

100